

平成28年5月16日
事務連絡

一般社団法人 日本看護系大学協議会 御中

厚生労働省医政局看護課

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」の一部改正
に関する周知について（協力依頼）

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師（以下、「看護師等」とする。）の業務従事者届については、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第91号）が平成28年4月8日に公布及び施行され、届出の様式が別添のとおり改正されたところです。

本届出は、業務に従事する看護師等の実態を把握し、看護行政の推進に資することを目的として、保健師助産師看護師法第33条により、業務に従事する看護師等の義務となっております。

貴会におかれては、本件について御了知の上、貴会会員の施設の看護師等に対する周知・広報のご協力をお願いします。

なお、省令改正に伴い、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」（平成14年3月29日付医政看発第0329001号厚生労働省医政局看護課長通知）についても別紙のとおり一部改正し、各都道府県へ通知しております。業務従事者届を行う看護師等による届出手続き等に関する照会 は各都道府県へ行うよう、併せて周知・広報のご協力をお願いします。

【連絡先】

厚生労働省医政局看護課人材確保係
電話：03-5253-1111（内線2599）

第三号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

（ 年12月31日現在）

ふりがな			性 別	生 年 月 日	
氏 名			1. 男 2. 女	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日 (歳)	
住 所	都道府県				
免許の種別	登 録 番 号			登 録 年 月 日	
保健師籍	厚生労働省 (都道府県) 第		号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日	
助産師籍	厚生労働省 (都道府県) 第		号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日	
看護師籍	厚生労働省 (都道府県) 第		号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日	
准看護師籍	都道府県 第		号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日	
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務				
業務に従事 する場所	1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人保健施設 イ 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ウ 居宅サービス事業所 エ 居宅介護支援事業所 オ その他) 6 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ウ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他				
	所在地	都道府県		電話番号 (- -)	
	名 称				
	雇用形態	1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)			
	常勤換算	1 フルタイム労働者 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照			
	従事期間等	1 従事期間1年未満 (従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間2年以上			
	備考				

(注意)

- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 6 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
- 7 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 8 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 9 「雇用形態」は、次により記載すること。
 - ・ 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 - ・ 「2 非正規雇用（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
 - ・ 「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 10 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
 - ・ 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者を指すこと。
 - ・ 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
 - ・ また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、
①週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）
②週5日6時間勤務の場合（育児短時間勤務等）

$$\frac{\begin{array}{l} \text{① } 8\text{時間} \times 2\text{日} \\ \text{② } 6\text{時間} \times 5\text{日} \end{array}}{40\text{時間}} = \begin{array}{l} \text{① } 0.4\text{人} \\ \text{② } 0.8\text{人} \end{array}$$

- 11 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - ・ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
 - ・ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）を指すこと。
 - ・ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
 - ・ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領

1 基本事項

(1) 氏名・生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。また、生年月日の欄に届出を行う年の12月31日現在における満年齢を記入すること。

(2) 性別

該当するものを○で囲むこと。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等

(1) 記載を行う免許

① 保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許等のうち2以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。

② 「免許の種別」欄のうち保有しない免許等については、斜線で抹消すること。

(2) 登録番号・登録年月日

① 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許については、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の区分に従い、「厚生労働省」又は「都道府県」のいずれか該当しないものを斜線で抹消すること。

② 厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

③ 旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する保健婦免状又は看護婦免状について交付を受けた都道府県名、番号及び交付年月日を記入すること。

また、旧規則に基づき都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者は、現に登録されている都道府県名、登録番号及び登録年月日を記入すること。

④ 准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

⑤ 上記において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注意すること。特に保健士籍、看護士籍又は准看護士籍への登録を受けた者が、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健士籍、看護士籍又は准看護士籍に登録された日であるので注意すること。

3 主たる業務

- (1) 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合について、その主たる業務の一つについて記入すること。
- (2) 複数の免許を有しない場合及び看護師免許と准看護師免許の2つを有する場合は、記入の必要はない。

4 業務に従事する場所

(1) 一般事項

- ① 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。
- ② 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

② 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

※ 「8 事業所」に設置される診療所を除く。

ア 有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ 無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③ 助産所

医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者

ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者

※ 「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。

イ 従事者 ア、ウに該当しない者

ウ 出張のみによる者

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者

④ 訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

ア 管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

イ 従事者 ア以外の者

⑤ 介護保険施設等

次のアからオに掲げる施設・事業所において従事している者

ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

- イ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者
- ウ 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者
- エ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者
- オ その他 ア～エ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥ 社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「1 病院」から「5 介護保険施設等」に該当する場合を除く。

- ア 老人福祉施設 老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者
- イ 児童福祉施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者
- ウ その他 ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

⑦ 保健所、都道府県又は市区町村

- ア 保健所 保健所において業務に従事している者
- イ 都道府県(アを除く) 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者
- ウ 市区町村(アを除く) 市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

⑧ 事業所

1 から7及び9に該当しない事業所(会社、工場その他の事業所(これらの事業所に設置される診療所を含む。))において業務に従事している者(保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)

⑨ 看護師等学校養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

⑩ その他

1 から9に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

- ① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

派遣（紹介予定派遣を含む）とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者（同条第4号に係る者を含む。）に該当する者とする。

(5) 常勤換算

フルタイム労働者（1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者）と比較して、1週間の所定労働時間が短い者は「短時間労働者」に記入すること。

(6) 従事期間等

① 従事期間は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により記入すること。

ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

連続の例 同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動

非連続の例 同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおける「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

② 「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

ア 期間の定めがなく雇われていた場合

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

ウ 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が2ヶ月以上かつ各月18日以上雇われていた場合

③ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）に記入すること。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

い。

- ④ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）に記入すること。
- ⑤ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入すること。
- ⑥ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

5 その他

- (1) 業務従事者の届出義務については、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであり、看護師等の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、看護師等学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、当該従事者の動向を把握することは、看護師等の確保対策上重要であるので、届出が行われた場合は、受理するものとする。

- (2) (1)の場合、従事期間等の記入に際しては、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事した期間を、業務に従事していた期間とみなして記入すること。

○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案										現 行									
第三号様式（第三十三条関係） （保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届 （ 年12月31日現在）										第三号様式（第三十三条関係） （保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届 （ 年12月31日現在）									
ふりがな氏名		性 別		生 年 月 日		1. 男 2. 女		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		性 別		生 年 月 日		1. 平成 2. 昭和 3. 大正					
住 所		都道府県								都道府県									
免許の種類		登 録 番 号		登 録 年 月 日		登 録 年 月 日		登 録 年 月 日		登 録 年 月 日		登 録 年 月 日		登 録 年 月 日					
保健師籍		厚生労働省（都道府県）第 号		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正					
助産師籍		厚生労働省（都道府県）第 号		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正					
看護師籍		厚生労働省（都道府県）第 号		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正					
准看護師籍		都道府県 第 号		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正		1. 平成 2. 昭和 3. 大正					
主たる業務		1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ウ 居宅サービス事業所 エ 居宅介護支援事業所 ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他					
業務に従事する場所		1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他		1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ム) ヲ 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ヲ 市区町村 (アを除く)) 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他					
所在地 名称		都道府県		電話番号 (- -)		都道府県		電話番号 (- -)		所在地 名称		都道府県		電話番号 (- -)					
雇用形態		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)		雇用形態		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)		1 正規雇用 2 非正規雇用 (1又は3に該当しない者) 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)					
常勤換算		1 フルタイム労働者 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照		1 フルタイム労働者 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照		1 フルタイム労働者 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照		1 フルタイム労働者 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照		常勤換算		1 常勤 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照		1 常勤 2 短時間労働者 (0.) 人 ※記入例参照					
従事期間等		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上		1 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間 1 年以上 2 年未満 (従事開始の理由 了 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間 2 年以上					
備考										備考									

(注意)

- 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
- 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 「雇用形態」は、次により記載すること。

- 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
- 「2 非正規雇用（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
- 「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
- 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40 時間程度（1 日8 時間・週5 日勤務等）の者を指すこと。
- 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
- また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

常勤換算＝短時間労働者の1週間当たりの労働時間

フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、①週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）
②週5日6時間勤務の場合（育児短時間勤務等）

$$\frac{\begin{array}{l} \text{① } 8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \\ \text{② } 6 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \end{array}}{40 \text{ 時間}} = \begin{array}{l} \text{① } 0.4 \text{ 人} \\ \text{② } 0.8 \text{ 人} \end{array}$$

- 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

- 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
- 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）を指すこと。
- 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

(注意)

- 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
- 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 「雇用形態」は、次により記載すること。

- 「1 正規職員」とは、施設が直接雇い入れた者であって、所定労働時間をすべて勤務する者であり、契約期間が限定されていない者を指すこと。
- 「2 非常勤職員等（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規職員」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
- 「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
- 「1 常勤」とは、所定労働時間すべてを勤務する者を指すこと。
- 「2 短時間労働者」とは、勤務時間が所定労働時間に比し短い者を指すこと。
- また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

常勤換算＝短時間労働者が契約した1週間当たりの労働時間

1週間当たりの所定労働時間

例) 1週間の所定労働時間が40時間で、週2日8時間勤務の場合

$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$

- 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

- 「ア 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、新規卒卒を除く。）を指すこと。
- 「イ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- 「ウ その他」とは、新規卒卒等「ア 再就業」及び「イ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。